

## 「地域力再生機構（仮称）」研究会最終報告（抜粋）

（平成 19 年 12 月 20 日）

### Ⅲ 地域力再生機構（仮称）について

#### 4. 地域力再生機構（仮称）の機能・業務

##### （2）業務フロー

##### ⑥ 国及び地方公共団体による協力

3セクの再生や面的再生を図るに当たっては、情報開示や地域振興策等を実施する国や地方公共団体と機構が相互に協力を図ることが極めて重要である。このため、機構が事業再生計画を策定する際、及び、機構が策定した事業再生計画について、機構が国や地方公共団体に対して協力を要請した場合、国や地方公共団体の協力を得やすくするための仕組みを設けることが適当である。

### Ⅴ 関係機関との連携について

#### 2. 地方公共団体

##### （1）3セクの改革に関するガイドライン

3セクの再生・処理は、地方財政の健全化の観点から重要な課題であり、機構として3セクの再生・処理に積極的に取り組んでいくべきである。その際、個別の3セクに対し一定の関与がある地方公共団体においては、当該3セクと共に取り組んでいくことが極めて重要であることから、地方公共団体の協力を促すため、現行の「第三セクターに関する指針」を補完する位置づけで、累積債務等により経営が著しく悪化している3セクに関し、新たに、総務省において下記のような内容のガイドラインを策定・通知するとともに、DD等に

関する機構のノウハウの活用や、事業再生についての機構の活用を、地方公共団体に対して、要請・助言することが適当である。

- ① 地方公共団体において、累積債務等により経営が著しく悪化し、特に改革が必要と判断する第三セクター等について、その存廃も含め、平成 20 年度までに外部専門家等で構成される評価検討を行うための委員会（経営検討委員会（仮称））を設置し、その検討結果を踏まえ、21 年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するよう助言する。
- ② 地方公共団体は、「改革プラン」（仮称）の作成上必要な DD 等を実施する場合、必要に応じ、上記「経営検討委員会」（仮称）のメンバーに機構の DD 専門家等のスタッフの参加を要請することができる。3セクは、DD が適切に行えるよう情報開示等に努めるものとする。

#### **4. 地域との情報交換・協議の仕組み**

機構が中規模企業や 3セクに関する実態把握や再生に向けた取組を円滑に行えるよう、3セク、地方公共団体及び地域の金融機関との情報交換・協議を行う場を用意することが適当である。